

6月14日（第2日）

6月14日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	野崎剛睦
11番	欠員	12番	片平司
13番	浜西金満	14番	山本一也
15番	新家勇二	16番	林久光
17番	登地靖徳	18番	欠員

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	御堂岡健	総務部長	仁城靖雄
企画部長	渡辺高久	市民生活部長	山井法男
福祉保健部長	山本修司	産業部長	長原和哉
土木建築部長	木村成弘	会計管理者	島津慎二
教育次長	小栗賢	危機管理監	加川英也
消防長	丸石正男	企業局長	道丹幸博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局次長	前田憲浩

議事日程

日程第1		一般質問
日程第2	報告第6号	平成28年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第3	報告第7号	平成28年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第4	報告第8号	平成28年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告について
日程第5	議案第35号	江田島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例案について
日程第6	議案第36号	江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改

- 正する条例案について
- 日程第 7 議案第 37号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 38号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 39号 (仮称)認定こども園えたじま新築工事(建築)請負契約の締結について
- 日程第 10 議案第 40号 財産の取得について
- 日程第 11 議案第 41号 平成29年度江田島市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 12 発議第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について
- 日程第 13 発議第 3号 株式会社フルサワ汚染土壌処理事業申請の許可の判断に当たっては、地域住民及び関係漁業協同組合との合意形成を前提とすることを求める意見書(案)の提出について
- 日程第 14 発議第 4号 株式会社フルサワ汚染土壌処理事業申請の許可の判断に当たり、地域住民及び関係漁業協同組合との合意形成を前提とすることを、江田島市は広島県へ要請するよう求める決議(案)

開会(開議) 午前10時00分

○議長(登地靖徳君) ただいまから平成29年第3回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) おはようございます。昨日平川議員からの一般質問のうち、独居老人に対する対策についての項目で緊急通報システムの費用負担についての御質問をいただきました。私の準備不足で答弁ができませんでしたので、ここで答弁させていただきます。機械の設置費用は8,640円で、この全額は市の負担でございます。毎月の機器の使用料は2,160円で、そのうち利用者の方に御負担いただく部分については、市民税課税世帯には半分の負担をいただき1,080円、市民税非課税世帯については1割を負担いただき216円、生活保護世帯については利用者負担は無料でございます。

なお、平成28年度に御利用いただきました67世帯の内訳でございますが、市民税課税世帯が7世帯、市民税非課税世帯が56世帯、生活保護世帯が4世帯ございました。私の準備不足で答弁ができませんでしたことをおわびいたします。申しわけありませんでした。

日程第1 一般質問

○議長(登地靖徳君) 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は通告書の順に行います。

12番 片平 司議員。

○12番(片平 司君) おはようございます。12番議員、日本共産党の片平です。通告に従い一般質問を行います。大枠で2点、細目で4点にわたって行いますのでひとつよろしく願いいたします。

1点目、療養病床削減について。平成26年に成立した医療介護総合確保推進法で地域医療構想が位置づけられ、広島県は全国に先駆け平成28年3月に広島県地域医療構想を策定しております。医療構想のゴールは策定されたが、その遂行には県あるいは各2次医療に委ねております。また厚生労働省が国会へ提出した地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律案には、医療費の削減を狙って入院患者の新たな受け皿とする介護保険施設、介護医療院を新設することを盛り込んでおります。6年間の経過措置を設けて、介護療養病床約6万1,000床を平成30年3月で廃止し導入を転換することとしており、さらに医療療養病床約7万6,000床も転換の方向であります。医療を受ける主体である地域住民の思いが置き去りになっており、高齢化率の高い本市において非常に心配な状況と考えます。療養病床削減に向けた現状と今

後の介護医療院転換への考えを伺う。

2点目、子供の貧困対策について。生まれ育った環境により教育の機会や健やかな成長を閉ざされてしまう子供たちがいる。日本を支えていくのは今を生きる子供たちであり、自分の可能性を信じて前向きに挑戦し未来を切り開いていける社会にすることが必要と考えるが、次の3点についてお伺いします。

1点目、隠れた貧困の実態をさまざまな方法で把握し可視化することは、子供の貧困対策を本気で取り組むための大前提であり実態把握を進めるべきであると考えているが、市はどのように取り組んでいるのか伺う。

2点目、就学援助制度の現状とその取り組みについて伺う。

3点目、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、それに伴い厚生労働省の生活困窮者自立支援制度でさまざまな支援メニューを総合的に行うことを自治体に求めている。その中に貧困の連鎖を断ち切るために学習支援事業が組み込まれており、費用の2分の1を国が補助する仕組みとなっており、多くの自治体で実施されている。本市でも生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業を実施すべきと考えるが、市の取り組みについて伺う。あわせて本市全中学校の学力向上について市の考えをお伺いいたします。以上よろしくお願ひします。

○議長（登地靖徳君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 片平議員さんから2項目4点の御質問をいただきました。初めにまず私が療養病床の削減について及び子供の貧困対策についてお答えさせていただきました。その後、子供の貧困対策についての御質問のうち就学援助制度と中学校の学力向上につきまして教育長から回答いたしますのでよろしくお願ひいたします。

まず1項目めの療養病床の削減についてお答えさせていただきます。療養病床削減に向けた現況と今後の介護医療院転換への考えについてのお尋ねでございます。医療法において病院の病床は5分類に整備されております。療養病床とは主として長期にわたり療養を必要とする患者さんのための病床で病床面積や談話室の設備が必須でありまして、また医師、看護師、介護士の配置人数が定められております。療養病床については医療療養型病床と介護療養型病床があり、療養病床に対して主として急性期の入院治療を必要とする患者のための病床が一般病床であります。

平成29年4月現在、本市の医療療養型病床は4施設177床、介護療養型病床は1施設42床で合計219の療養病床がございます。このうち医療療養型病床の取り扱いにつきましては現在のところ国の方向性が示されておらず、平成30年4月の医療報酬改定で議論される予定と伺っておりますので引き続き国の動向を注視してまいります。

また介護療養型病床につきましては、今般国会で成立し6月2日に公布・施行されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により廃止の経過措置期間が6年間延長されることとなりました。本市において1施設42床ございます介護療養型病床は、要介護認定者で在宅での生活が困難な方について重要な受け皿となっているものでございます。6年間の移行期間が確保されますので、引き続き医療機関の制度改正への取り組みを見守っていきたいと考えております。

介護医療院は、介護保険の施設サービスの1つである介護療養型医療施設廃止に伴い新設されることが予定されております施設サービスでございます。現在厚生労働省が示す内容としましては、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため日常的な医療管理が必要な重度介護者の受け入れや在宅でのみとり、終末の看護・介護としてのターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保健施設として創設するものとされております。

団塊の世代の方々が75歳以上となります平成37年を見据えまして、限られた医療・介護施設を効率的に活用する必要がございます。そのためには1点目が病床機能の分化及び連携による質の高い医療提供体制の整備、そして2点目が在宅医療の充実を初めとした地域包括ケアシステムの確立、3点目が医療・福祉・介護人材の確保等の施策推進の3つが必要不可欠となっております。現在策定中の高齢者福祉計画第7期介護保健事業計画において医療・介護事業所や利用者の皆さんのアンケート調査などに基づきまして施策推進に向け調整を図っていききたい、このように現在考えております。

続きまして2項目めの子供の貧困対策についてお答えさせていただきます。まず隠れた貧困の実態把握についてでございます。議員御指摘のとおり、隠れた貧困の実態をさまざまな方法で把握し可視化するという事は貧困対策に取り組む大前提であると私も認識いたしております。広島県では今年度、子供の貧困に関する調査研究を行うため子供の生活に関する実態調査を実施することとなっております。現在本市においてもその準備が進んでいるところでございます。

この調査の目的は4点ございます。1点目が家庭の経済状況と子供の学力との関係性を把握すること。それから2点目、貧困の状況にある子供や家庭の実態や支援ニーズを把握することでございます。3点目が自治体で実施しております施策の認知度、利用率そして利用意向を把握すること。最後に4点目が貧困の世代間連鎖を生む要因を推定して連鎖を断つ方法を検討すること、以上この4つが目的でございます。

調査の種類といたしましては、子供と保護者調査といたしまして小学校5年生と中学2年生、そしてその保護者の方を対象にして世帯構成や就労状況、そして収入、学校以外での学習状況などが調査項目とされております。また家庭の背景を把握することを目的に、支援機関等の支援者調査といたしまして保育士それから小中学校の養護教諭や生徒指導の担当教諭などを対象にいたしまして支援した家庭の子供の様子と背景、そして支援の内容と効果などについての調査も計画されているところでございます。

続きまして生活困窮者自立支援法に基づきます学習支援事業についてでございます。現在本市においては生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業は実施いたしておりません。本市では平成28年度から広島県のひろしまファミリー夢プランによる取り組みであります学習支援ボランティア事業を実施させていただいておりまして、昨年度は5名の児童生徒の利用がございました。この事業はひとり親家庭の小学生・中学生を対象として学習支援を行うものでございまして、大学生や教師の経験者などの方のボランティア講師が児童生徒3人に1人の支援体制をとりまして公民館などで学習教材を用いて生徒に支援を行うものでございます。本年度においても引き続き事業を進めておりまして、ひとり親家庭への制度の周知を図りながら随時受講生を募集しているところでござ

います。今回の実態調査に基づき本市における子供の貧困対策の効果的な支援のあり方を検討し、課題解決のための施策に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 御堂岡教育長。

○教育長（御堂岡健君） まず就学援助制度の現状とその取り組みについてお答えさせていただきます。就学援助制度は、学校教育法第19条の規定に基づき経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し市が就学に必要な援助を行うものでございます。就学援助費の支給対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準じる程度に困窮していると認められる準要保護者です。今年度の要保護者は小中学校ともにおりません。また準要保護者は小学校が123名、中学校が74名で全体の16.3%となっております。この制度について広く周知を図るため、広報えたじま及び江田島市教育委員会のホームページに掲載するとともに、各学校の入学説明会においても保護者への説明会を実施しております。また学校や教育委員会では、生活が困窮している保護者がいないか常にアンテナを張り、そういった保護者がいた場合にはこちらから声をかけ制度の内容について説明させていただいております。今後も引き続き就学援助制度について周知を図りながら、どの児童生徒にも義務教育が円滑に実施されるように努力してまいりたいと思っております。

次に本市全中学校の学力向上についてお答えさせていただきます。本市におきましては、生きる力である確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成し、その水準の向上に努めているところでございます。平成28年度の全国学力・学習状況調査及び広島県基礎基本定着状況調査の中学校の結果といたしましては、平均正答率や平均通過率が全国平均や県平均をほぼ上回っているという状況です。各学校ではこれらの調査を活用し児童生徒一人一人の状況を把握し指導内容や指導方法を改善、充実させております。今後も引き続き児童生徒の学力の向上を図る取り組みを進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 時間が40分あるんですが、4項目10分ずつ。市長が大体答弁していただいたので、せんでもええんですけども、そこに並んどるんで、療養病床削減についてですが、6年間の猶予があることなんですけど、答弁でもいろいろと言われましたけれども、医療構想のゴールは策定で大きな柱は決まっております。詳細な具体策はこれから。広島県病院協会アンケートによりますと平成26年7月から28年8月までに病床機能を変更した施設は29施設、県の医療構想を解釈して変更した施設は1施設のみ、今後許可病床数を減少させる予定、計画があるかに関しては193施設、94%の病院がないと明言しており、6年間の期間延長にはなりましたが、必ずしも県の医療構想の意思を受け入れた方向にはなっていない状況が報告されております。さらに県のアンケートでは療養病床に入院している患者の7割が介護できる家族がいないなどの理由で退院が困難であり、退院後の受け皿が整っていないことが浮き彫りになっております。いかに医療現場の混乱や高齢者の厳しい生活状況かがうかがわれております。この状況をどのように考えておりますか、教えてください。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 議員御質問いただきました広島県の地域医療構想、私の手元にごさいます。この中ではそれぞれの医療圏域ごとに構想が定められておりますが、構想の基本的な考え方は身近な地域で質の高い医療・介護サービスを受け、住みなれた地域で暮らし続けることができる広島県の実現を目指して地域医療構想は定められておまして、その中でそれぞれの圏域ごとの分析されております。呉地域の分析が手元にごさいます。この中で言いますと議員御質問いただいたとおり回復期の病床が呉地域では今後不足しますよという分析結果が出ております。また江田島市においては、平成37年、団塊の世代の方が75歳を迎えられる2025年でごさいますけれども、そのときには約100の病床が在宅医療へ移行する患者さんとしては不足するのではないかと、このような分析結果が出ております。

これから呉地域におきましても広島県地域医療構想におきましても、この分析結果に基づきまして今進めようとしておりますのは、施設から在宅へという考え方で物事が流れてきておりますので、私どもとしましてはそのような施策が進められていったときに江田島市民の皆さんが住みなれた地域で安心して健やかに暮らすことができるように、どのように行政として体制を整備していけばいいかということで地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきたいと考えております。

また医療機関の皆さんにおかれましては、地域医療構想に定められたとおり機能の分化をすることによって江田島市民の皆さんの在宅医療が充実する方向にかじを切っていただくように協力をお願いを随時していきたいと考えておるところでごさいます。以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 質問事項がまだあるんです。簡単に。いろいろ聞いていきますからそれに答えてくれりゃいいですから、まだまだありますのでよろしく。

次なんですけど、答弁がダブるかもわかりませんが、介護医療院には長期療養が必要な要介護者に医療・介護を一体的に提供するために日常的な医学管理、さっき市長も言われましたみとり、ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設とされておる。新施設が医療機関に併設された場合、医師、看護師、介護職員の人員配置基準を切り下げ介護など質の低下を心配する声も上がっておる。介護保険料に影響が出るのが懸念されておる。呉圏域では慢性期が952床、これは200床ほど減となるわけなんですけど、残りは在宅への悪い言葉ですが追い出し。本市では3つの病院と2つの有床診療所があります、御存じのように。この影響について先ほど答弁に入っておりましたが、もう一回簡単に。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 先ほどとダブることになりますが、現在の推計では100の方が在宅への転換ということが推計の中で見込まれております。ですので江田島市に現在ある病床をどのように機能分化していけばいいのかということこれから医師会の皆さんなどと議論することが必要であろうと考えております。以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） ちなみに島の病院おたには新築に伴って病床機能は変更

しとんです、これは余談ですが。

次に地域住民の声をどのように反映させていくのか、その保障の場は設置されておらず県は調整会議で住民の意見を受け入れると言っております。過疎・無医地区の意見の場がないんです。幸い本市では医師2名、社協の会長、とあなた計4名が調整会議に出るようになっていきます。この意見がとても重要だと思っておりますが、福祉保健部長はどのような姿勢で臨むのか一言簡単に。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 先ほどの答弁とダブることになりますが、行政として進めていくのは地域包括ケアシステムの構築が一番大事だと思っております。不足する人的資源をどのように効果的に配置して市民の皆さんの生活を守っていくのか、このことに腐心していきたいと考えております。以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 最後の質問になりますけど、広島県内の高齢化率が30%以上に当たる市町が23市町のうち16あるんです。県内人口の28.1%で県内高齢者の35.8%を占めている。その平均高齢化率は34.8%で国が想定した2035年の水準である33.4%をもう既に超えているんです、広島県の高齢化率は。国が高齢化社会の危機的な状況をあおってはいますが、財政豊かな大都市と政令都市などと同じではなく、少なくとも高齢化率が30%以上に当たる市町は介護も医療も国の施策の対象外にすると思うんですが、部長どう思います。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 国におきましては、昨日の答弁とダブりますが、地域共生型社会の実現ということで福祉の部門においては高齢者の方、障害者の方、子供また生活困窮世帯の方、そういった方の相談窓口を1つにまとめて福祉の施策を自助、互助、共助なども踏まえながら市全体の力で何とか支えていこうというふうに国から自治体のほうに自由度の高い施策を求めてきているところがございますので、福祉保健部におきましては、これから国の施策を踏まえながらも江田島市独自の施策を加えていって、市民の皆さんの生活を守るためにどのように人的資源、財的資源の優先順位をつけて配分していけばいいのかについて考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） ぜひ頑張ってもらいたいんですが、最後に国の指針と計算式を機械的に導入していただくだけではなく、住民の願いに寄り添った地域医療のあり方にするべきだと思うんです。住みなれたまちでの安心して暮らせる地域包括ケアシステムづくりではなく、医療・介護での社会保障の枠組みの縮小や後退をもくろんだものであり生存権を奪うものです。ぜひ地域医療構想調整会議でこの点を強く主張してもらいたい。今後も期待してこの問題は終わります。

次に行きます。子供の貧困対策についての隠れた貧困の実態をさまざまな方法でという分に入りますのでよろしくをお願いします。

先ほどの答弁にもありましたが、全国における子供の貧困率は近年上昇傾向にあり平成24年には16.3%、子供がいる現役世代の相対的貧困率は15.1%であり、そ

のうち大人が1人の世帯の割合は54.6%と大人が2人以上いる世帯に比べ非常に高い数字になっております。子供の貧困対策推進法第4条で地方公共団体の責務として、子供の貧困対策について当該地域の状況に応じた政策を策定し及び実施することとなっている。子供の貧困根絶条例が必要と考えますが、この子供の貧困根絶条例を制定するというような考えはないですか。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 行政の施策を組み立てる場合は福祉に限らず市民の皆さんがどのような生活実態にあり、どのようなところで生活の困り事を抱えておられるかということをつぶさに把握し、その上で施策の優先順位をつけながら組み立てていくということが必要になるかと思えます。今回広島県と協力して実施させていただきます子供の実態調査がございますので、その実態調査の中であらわれてくる江田島市の子供たちが置かれている状況をきちんと捉まえた上で、本市において条例制定がなければこの施策はできないなというものがありましたら前向きに検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 必要性があればやらんこともないということですね。

次にいきますけど、先ほど市長の答弁で、あなたも読まれたと思うんですが、中国新聞に出ていた福山市が子供の生活実態調査することに関連して多分広島県も一緒にやるんですが、それに関連した答弁だったと思うんですが、実態調査はいっぱいあるわけなんです、いろんな実態調査が。1つ気になるのは昨年の2月議会、同僚議員が子供の貧困対策を一般質問しているんです。そのときの市長の答弁、実態を把握することが肝要で実態の把握に努め貧困の連鎖を断ち切る取り組みを行いますと言うとんです、1年半以上前に。先ほど市長の答弁の中に実態把握を行いますと言うとるんです。ということはこの1年3カ月の間に何をしようたんかなと気になるころなんで、何もしよらんかったんか、いろいろやったんじゃがうまいぐあいについてないんじゃとかあると思うんです、これはどうなんですか。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 昨年の議会で御質問いただいたのは、私の記憶では山本一也議員のほうから子供の貧困についての御質問いただいたと記憶しております。その折には子供の貧困対策に関する法律が施行されて間もない時点で御質問いただきましたので、本市におきましては、その法律の趣旨に鑑みながら今後子供の貧困、置かれている状況を把握したいという趣旨で市長が答弁されたものだと思っております。その後、国においては子供の貧困の実態を把握するための調査に対してさまざまな研究に取り組まれました。それに先行して最も早く実態調査をされましたのが東京都でございますけれども、今回広島県においては東京都で実施された子供の貧困調査を主導的にリードしていただいた大学教授の方に広島県のほうにアドバイザーに来ていただいて、東京都で先駆的にやられた取り組みに基づいて広島県でやるという方向性が出ておりますので、議員御指摘のとおり、この1年間の間実態把握のために何をやったのかと問われれば、私ども独自の取り組みということでは何もできておりません、大変申しわけありま

せんでした。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 子供の貧困対策の中で生活困窮者自立支援法に基づいて貧困対策をなさいということが言われております。まず、子供の貧困対策の実態を調査する場合に、どのような調査をされるのかをお聞きしたいんですが、簡単でいいですか。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 先ほどの市長の答弁と重なる部分もございますが、今手元に広島県から配付していただいた子供の生活実態調査小学生票、これが小学5年生に対して実施するもの、こちらが小学生保護者票ということで保護者に対して実施するもの、中学生に対して実施するもの、中学生の保護者に対して実施するものというふうにそれぞれ準備されてございますが、この中で子供たちがどのような生活背景の中で学習環境に置かれていたりですとか生活実態がどのようなものになっているかという背景の部分をあぶり出すような形の調査項目が設けられておりますので、端的に収入の状況でありますとか学習時間の状況でありますとか、そういうことだけではなくて先駆的な取り組みを東京都で実施していただいておりますので、そういった知見を含んだ形での調査項目になっておると私自身は見てとらせていただきました。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） これからの質問があなたのところと教育委員会とダブる部分があるけど、どちらが答弁するかの問題は置いて教育委員会にお尋ねしますけど、先ほど就学援助についてお尋ねしましたけど、江田島市の就学援助の保護者に対する通知方法を具体的にもう一度言ってもらえますか。

○議長（登地靖徳君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 先ほども教育長答弁いたしましたとおり広報えたじま、市のホームページ、それと各学校における入学説明会で保護者各位ということでパンフレットを配付させていただいております。以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 資料をいただいたんです、あなたのところから。29年度江田島市就学援助事業のお知らせというのがあるんですが、これにはいろいろざらざらと書かれておまして、例として父が39歳、母も39歳、子供が13、それで子供が9歳、所得基準の目安が316万1,000円となっているんです。江田島市以外の市町はこの1例だけじゃなしに3例も4例も5例も書いとるんです。これだけ見た人はこれに該当せんのではないかと思う人がおるんじゃないかと思うんです、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（登地靖徳君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 説明させていただきます。お手元にある資料の一番下にあるのは所得基準、認定基準額ということなんですが、それ以前に上に1から7まで例えば生活保護を受けている世帯または市民税等が非課税または減免されている世帯ということにも当てはまれば下の所得基準というのは全く関係ない。ですから国民年金保険

料の減免世帯でない方というのが所得基準に限定するというございますので、1から7までに書いてあることに該当すれば所得基準というのは関係ないということはないんですが、という基準でございます。以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 再度これじゃわかりにくいから、もろうたらこれくれたんです。世帯人数が2人、3人、4人、5人と書いて収入が何ぼとかいうの書いてある。こういうものをつけて保護者に配ったほうがええんじゃないかと思うんです。よりわかりやすいんじゃないかと思います、どうなんですか。

○議長（登地靖徳君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 議員御指摘のとおり、よりわかりやすいものにしていくということは必要かと思しますので、今後教育委員会の中でもじっくりゆっくり本当にわかりやすいものにするように検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 時間もないですが、もう1つお尋ねしますけど、生活保護の基準が2013年に約1割切り下げられているんです、御存じのように。それが多分いろんなことに反映するんですが、生活保護基準が下げられたことによって就学援助を受けられなくなった児童生徒がおるはずなんです、おるんですかおらんのですか。

○議長（登地靖徳君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 今の生活保護基準が下がったことによって就学援助が受けられないということですか。というのは生活保護も受けられないということですか。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 要は生活保護基準が下がったことが就学援助対象者に影響しとると全国では報告されとるんです。今までは300万の生活保護基準だったのが極端に言ったら200万になったら就学援助の基準も下がるんでしょう、当然。私の言い方が悪かったか知らんけど、その影響があるかないかを聞いている、どうなんですか。

○議長（登地靖徳君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 影響がないかといえば影響はあると思ひます。この制度自体が要保護・準要保護、いわゆる要保護というのが生活保護世帯の方。生活保護世帯に準ずるぐらい所得の低い方が準要保護ということで教育委員会のほうで準要保護の制度を設けていると。ですから生活保護いわゆる要保護世帯の基準が下がれば、それに合わせて準要保護の基準も下がってくるので影響がないかと言ったらそんなことはないと思ひます。ただし基準は要保護いわゆる生活保護がベースになっていますので、それ以上のことというのはなかなかできないのではないかと思ひます。以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 生活保護の基準が下がることによって影響されると思うんです。そういう生徒が何人おるか数字は出してないでしょ。だからこの議会が終わるまでに出してください。これはこちらにも関連することなんじゃけどね。ずっといきよつて議長あと何分あるかね。

- 議長（登地靖徳君） あと16分です。
- 12番（片平 司君） 16分じゃちょっと少ないんじゃないけど。
- 議長（登地靖徳君） 小栗教育次長。
- 教育次長（小栗 賢君） 現実として収入が少ないということだけで就学援助が受けられないという子供は今のところはいないというのが現状でございます。
- 議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。
- 12番（片平 司君） 生活保護を受けるとか受けんとか言いよるんじゃないよ、私は。生活保護基準が下がることによって就学援助が受けられたか受けられなかったかを聞きよるんやから。生活保護の基準が下がることによって就学援助に影響があるんじゃないじゃったら、何人かの生徒がおるわけじゃろ、世帯が。それはどっちにしても出していないわけだから議会が終わるまでに出してくれと言いよるだけ、難しいことじゃない、わかったね。
- 議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。
- 12番（片平 司君） 次にいきますが、これはどっちになるかわかりませんが、去年の議会報告会で中学校の学力向上に取り組む、退職後の教職員がたくさんおるんでできんことはないんじゃないかという声がたくさん寄せられたんです。塾に通うためには交通費や塾の費用がかかるけん行けない人がたくさんおるんじゃないかと。小中学校で基礎学力と高校進学への学力向上を目指してほしいという願いが保護者の中にあって、やってもらったらどうかという声があったんですが、これはあなたのところですか。
- 議長（登地靖徳君） 小栗教育次長。
- 教育次長（小栗 賢君） 中学生の学力向上ということでございますが、先ほども教育長が答弁いたしましたとおり、平成28年度は広島県の基礎・基本定着状況調査などの結果、平均正答率や平均通過率というのは県平均を上回っているという状況でございます。これは各中学校でしっかり結果を分析し、それを踏まえての取り組みが日々なされているということのあらわれだと思っております。今後もこういった常に高い目標を設定し学力向上はもちろんのこと、次のステップで活躍できる児童生徒をしっかりと育成してまいりたいと思っております。
- 議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。
- 12番（片平 司君） 今言われました平均よりええもんだからもうせんでええと、こういうことじゃないんでしょう。やる気はあるんでしょう、どうなんですか。
- 議長（登地靖徳君） 小栗教育次長。
- 教育次長（小栗 賢君） 学力の関係で言いますと今学校が一生懸命取り組んでおります。基本的な学力というのは向上してっております。その中でさらに塾が必要かというのは検討する余地はあろうかと思うんですが、直ちに今必要かと言ったら教育委員会としては学校教育をより充実させていきたいと考えていますので、近々に塾を開きたいというふうには今のところ考えておりません。もうしばらく学校に頑張ってもらいたいと考えております。以上です。
- 議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。
- 福祉保健部長（山本修司君） 貧困家庭の子供たちに対する学習支援の御質問とい

うふうに受けとめております。先ほどの市長の答弁にもございましたが、ひとり親家庭に対する学習支援の事業を本市では広島県の協力を得て実施させていただいております。昨年度は5名、今年度はまだ2名の子供たちでございますが、元教員を勤めておられた方ですとか大学生のボランティアが子供たち3名に1人の体制で公民館などを通じて学習支援の活動をさせていただいております。今後福祉保健部としてはこの事業の活用について、対象となるひとり親世帯の皆さん方に児童扶養手当の通知などを発送する際にそういった事業も江田島市のほうでは取り組んでおるということについて広報に努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） それも聞こうと思ってたんですが、広報の5月号か何かに追加募集が出とったんです。これはどこがやるんかなと思ったら子育て支援センターが所管だと聞いたんですが、ただ人数が余り多くないんです。私は学力のことを福祉保健部がやるのか、教育委員会がやるんじゃないかなと思って教育委員会に聞くと、うちはしよらんと言うんですね。それで私が読んでいる新聞を見ると、県は新年度に国の制度を活用して経済的事由に家庭環境・・・そう思うんですが、やると。教育委員会に聞いたらうちはしよらんとなるんです。教育委員会と福祉のほうとどちらが先行するのかわからんですが、要は子供の学力向上のためにお互いに話し合っってもらいたいと思うんですが、あと10分しかないんですが。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 部局内の連携どのようになっておるかという御質問だと思いますが、子供の貧困対策の取り組みは全部局が連携して取り組まなければいけない大切な課題であると認識しております。子供の実態調査に関しましても教育委員会と会議と一緒に教育委員会と福祉保健部で連携を図りながら、まずは実態調査を実施して今後も連携を図りたい、このように考えておるところでございます。以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 関連するんですけど、学力の問題もあるんで生活の問題でも、就学援助を子供の貧困解決のための柱にしてもらいたいんです。お互いに話し合っってもらわないといけんですけど、次に行きます。

学力の問題とか福祉の問題とかで取り組みとして2例ほど挙げてちょうど時間がなくなるんじゃないかと思うんですが、近隣の似島中学、教育委員会は御存じとは思いますが生徒数が31名、教職員12名の広島市で最も小規模な中学校です。生徒はこの豊かな自然環境と恵まれた教育環境の中で学習や部活動に生き生きとして取り組んでおります。特色は恵まれた自然環境を生かし体験活動を取り入れた広島市教育委員会のいきいき体験オープンスクールの実施校として学区を越えて島外の生徒も受け入れ新たな教育活動も実施しています。漁業体験を行い、ふだんの学校行事では栈橋からの投げ釣りですが、今回は船の上でサビキ釣りをし、釣った魚は家庭科の調理実習で煮つけ、釣りも調理もオーケーとネットで公開されております。入学説明会があるんですが、栈橋から学校が距離があるのでしっかり歩けることが必要と。漁業体験として魚を釣ったり、網でとったり、タコを釣ったりタコつぼでとったりとかいうのができるんです。船の便

が非常に少ないんです、宇品一似島間は。授業後補習も毎日あり基礎学力をつけ、卒業時には公立高校の入学ができるように学習指導を行うとされており。学校見学では宇品近辺を初め他地域からの保護者や生徒が見学に行きます。保護者の声は、塾のように見てもらえる学力が付き安心だとか、自然の中での体験が心豊かになり魅力との声があります。これはぜひ江田島市には該当しないかもしれませんが、ええのをやっていると

思うんです。もう1つは、ちょっと遠い所なんですけど長崎県の小値賀町。子育て世代と転入者増の1例を言います。長崎県小値賀町なんですけど、全国都道府県転入率ベスト5の1位の東京が3.18%なんです。長崎県小値賀町は転入率が4.5%。転入時の必要な仕事、教育、老後プラスアルファの自然があるんです。長崎県小値賀島は人口2,588人、1,288世帯。面積は25.46キロ平米じゃから西能美よりちょっと大きいかこまいんかいとこじゃないかと思うんですが、長崎県も五島列島北部の小値賀島と周辺の島々とを行政区域とする町で北松浦郡に属する。小値賀町は長崎県で一番小さな自治体で島の自慢の自然や食文化、温かい人の心は形を変えず脈々と受け継がれている。リゾート施設もコンビニもないが、元牧場をゴルフ場とキャンプ場にして住民が維持管理し、こんな小さな島だからこそ守られてきた懐かしい日本の原風景が自慢で観光客も多い。

教育について言いますと、地域住民や行政が子供は宝として知恵を出し工夫しながら分校もありましたが、初めは小中一貫校、平成20年4月から小中高一貫校になったと。現在小中が同じ建物で高校は別の建物、全生徒180人、教職員30人。教師は乗り入れ授業しておると。高校生は44人だそうです。ここからがすごいんですが、高校の教育実績が長崎県の一番小さな自治体で、昨年長崎大学と佐賀大学に1人ずつ、その前は九州大学、その少し前は京都大学へ合格した。これはすごいことだと思ったんです。教育の特色ですが、人数が少ないので一人一人にきめ細かく対応でき基礎学力の積み重ねができる。長崎県の場合、教師が在職中に必ず離島へ行かないけんというルールがある。そのために、若い人もベテランも交流しながら島に行き濃密な時間がかけられるとなっているんです。大事な老後、2,588人に対して17床の有床診療所、医者2名常勤で24時間診療、急患はドクターヘリで転送、特別養護老人ホーム1施設、グループホーム2施設、町民は不安のない生活ができており満足しているそうです。買い物は小さな店があるのみ、ネットで購入するとか。魚屋はなく魚市場で余った魚はもらえるというふうになっている。地域のつながりが非常に強い。子育てが大事なんですけど、子育て世帯の経済的負担を軽減し安心して子供を産み育てる環境を推進するために、児童を町立の小値賀こども園に入園させる保護者に対して保育料の全部を補助、要は無料。出産祝い金1子10万、2人目20万、3人目30万、小学校入学時20万円。転入者の方には農業収入年間200万円くらいを保障する、いわゆる江田島市もやっておられます農業実習ですか。仕事2年間の研修中も賃金が出て自給自足で魚屋はなくても、いろんな漁師さんからもらったりする。年間200万くらいで生活できますというのがテレビで放映されておりました。

最後にこの似島中学のいきいき体験オープンスクールや毎日の放課後学習支援、そして小値賀町の一人一人にきめ細かい対応の教育や老後の生活に安心がある、少ないから

できることも多いですが見習うこともたくさんあります。実態は把握できなければきめ細やかな対応ができないのは当然です。全中学生に対し学習支援を強化し、就学援助制度は子供の貧困対策の柱にすべきで、特に隠れ貧困を含めた対策は人口減少の歯どめになります。子供の貧困対策はかけ声だけで終わらないよう求めて終わります。以上です。

○議長（登地靖徳君） 以上で12番 片平議員の一般質問を終わります。

この際暫時休憩いたします。

11時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時00分）

（再開 11時15分）

○議長（登地靖徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの片平議員の質問に対して教育委員会のほうから答弁をいたします。

小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 先ほどの質問に対してすぐに回答できるかということだったんですが、調べてみないとわからないので、後日皆様方のほうにはペーパーでお配りしたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 続いて14番 山本一也議員。

○14番（山本一也君） 通告書に基づいて一般質問を行います。小腹のすいたときで大変すみませんけど、かったるい質問しますんで飽きないように傍聴願います。

それでは質問に入ります。私の質問は千年に一度の大災害に対する減災対策についてと、もう1つは、またかったるいことなんですが、先ほど福祉部長が言われましたけど、制度が新しくできましたことについて2点ほど質問させていただきます。

東日本大震災は千年に一度の大災害と言われておりますが、本市においても万一の際に対応・対策を考えておられることを常に求められておりますが、その中で現存する河川のことです。この島にも戦後間もなく、今思い返しますと私が国民学校1年生から、そして新しくできました小学校制度に変わった年のころであろうと思います。ルース台風・枕崎台風等が来まして、この島各所で大きな災害がありました。私の住んでおる大柿町でも河川の氾濫で30名ぐらいですか、そしてこの市にたった1カ所その当時の石碑もあるように聞いております。そういったことでそうした河川の安全は大丈夫なのか、耐えられるものであるのか、そうした状況を調査したことがあるのかということも1点目に聞きたいと思います。

そして私の住んでおる町には毎年、梅雨時分になると何軒かが床下浸水というようなこともありますんで、各場所にポンプを配置しとる箇所が何カ所かあると思いますが、そのポンプ場の能力です。1時間にどれぐらいの降水量に耐えられるのか、それを想定してどれぐらいの馬力のものを設置しておるのか、そして災害が起きたときに、今私の住んでおるところは防災無線が非常に聞こえません。そうしたところがまだ何カ所かあるように私も感じておりますが、そうした情報伝達システムは確立されておるのかということでもあります。

もう1点は、先日山本議員が質問しておりましたイノシシ等による危険地域はあるのかなのか、その取り組みはどのようにしておるのかということでもあります。

2点目に、去年の10月、11月ごろに部落差別の解消推進に関する法律ができました。そうした中で衆議院議員及び参議院議員の法務委員会において、本法の附帯議決に基づき早く取り組むようにということが各省庁から各自治体に行っておると思います。そのことについて在日外国人や障害者や部落差別について、社会教育及び学校教育で啓発をどのように実施する計画があるのか、その進捗状況をお尋ねしたいと思います。以上であります。

○議長（登地靖徳君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 山本一也議員から2項目5点の御質問でございます。項目ごとに順にお答えさせていただきます。初めにまず私が千年に一度の大災害に対する減災対策についてお答えさせていただきます。その後部落差別の解消の推進に関する法律について教育長から回答いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず1項目めの千年に一度の大災害に対する減災対策について4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、大洪水に対する現在の河川構造についてのお尋ねがございました。江田島市内には河川法に基づく2級河川が5河川、5つございます。延長4.7キロメートル、準用河川が3河川、2.3キロメートル、砂防法に基づき指定された砂防指定地内にある普通河川が59河川、69キロメートルございます。そのほかの普通河川がおおむね865キロメートルほどございます。これらの河川のうち大規模な河川であります2級河川と一部の砂防指定地内河川におきましては、一定の基準によりまして管理者である広島県が整備を行っております。これら整備の基準となります計画規模はハード整備における費用対効果なども考慮して設定されておりました。千年に一度というこれまで想定外と言われていた規模の大洪水に対し、これは耐えられる河川構造とはなっておりません。一方で近年は過去に経験のないような集中豪雨が発生しておりまして、施設の計画規模を大きく超える降雨も見られるようになりました。こうした想定外と言われる千年に一度の大洪水に対しハード整備で対応するということはまことに残念なことでございますけれども、これは現実的なことではありません。防災マップを活用いたしました平時からの防災意識の醸成や危険箇所・避難場所の周知といったソフト対策の充実によって地域の防災力の向上、このことが最も私は重要であると考えております。

次に2点目のポンプ場の排水能力でございます。市内に大小19カ所のポンプ施設がございまして、このうち排水能力が1分間に100立方メートル以上の大規模なポンプ場は大柿町の大原、飛渡瀬、江田島町江南、能美町中町の4カ所ございます。また排水能力が30から60立方メートル程度のポンプ場が能美町鹿川と高田に2カ所にあるほか、水中ポンプなどの小規模なポンプ施設が13カ所ございます。これらのポンプ場の中で最も排水能力が高い4カ所のポンプ場にあっても、整備計画で採用された雨量は国の定めた基準であります7年に1回の確率規模によって算出された時間雨量49ミリメートルでございます。

次に3点目の荒廃した山林・農地のイノシシによる崩壊箇所の調査についてでございます。現在イノシシによる崩壊箇所の調査は行っておりません。議員の御質問にありま

すように荒廃した山林・農地は災害を引き起こす大きな要因であり、イノシシの出没により一層荒廃化が進んでいるのが現状でございます。本市といたしましては、イノシシの被害防止対策は補助金制度を活用した農地保全策並びに捕獲策を行っております。またこの4月からは相談窓口としてイノシシ110番も設置しております。なお、被害を受けました里道・水路につきましては、これは緊急度に応じて対応するとともに、江田島市法定外公共物の道路及び排水路改修工事に関する補助金を活用いたしまして改修費の補助を行っているところでございます。

最後に4点目の災害発生時の市民への情報伝達システムの確立についてでございます。災害に備え本市の地域防災計画では、市としまして市民の皆様に対し気象情報や避難情報など防災情報が迅速・確実に伝わりますよう伝達手段の多様化を図ることといたしております。現在整備しております伝達手段は、防災行政無線や広報車による広報のほか、携帯電話会社が提供いたしますエリアメール・緊急速報メールの利用や市が運用します登録制の防災情報メール、防災ツイッターなどで多様化を図っているところでございます。中でもとりわけ防災行政無線が最も有効な伝達手段であると考えておまして、国からの緊急情報を瞬時に伝達するシステムでありますJアラートとの連動を構築するとともに、内容を聞き取ることができなかった場合には電話で確認することができますフリーダイヤルのサービスや自治会長・消防団幹部・民生児童委員のほか、放送が聞こえにくい方には戸別受信機の貸与、それから防災情報メールの内容を音声や文字で発信する防災情報電話・ファクスを導入するなど、災害時の情報が確実に市民の皆様へ伝達されるよう取り組んでいるところでございます。

そのほか各自治会には簡易デジタル無線を整備し、各医療機関はMCA無線が整備されておりまして、地域と市との間で災害時における情報伝達手段を確保いたしております。これらの伝達手段を有効活用いたしまして、緊急時にはサイレンの吹鳴や広報文を工夫するなどして、市民の皆さんにわかりやすくかつ危機意識が高まるような内容伝達を行いまして、市民一人一人が災害時に適切な避難行動をとっていただけますよう防災情報を提供してまいります。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 御堂岡教育長。

○教育長（御堂岡健君） 部落差別の解消の推進に関する法律についての御質問にお答えさせていただきます。

社会教育及び学校教育の観点からの教育及び啓発の進捗状況についての御質問でございます。法の第5条第2項には地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ部落差別を解消するため必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとするとしております。本市では社会教育におきまして、人権学習講演会を実施するなど住民が人権に関する理解を深め人権感覚を身につけることができる事業を実施しているところでございます。次に学校教育におきましては、この法律について各学校に通知し、法律の内容や対応方法について十分理解し適切な対応をするよう指導しました。各学校では児童生徒一人一人に人権尊重の精神が育まれるよう人権教育を行っております。とりわけ近年インターネット上で差別情報が発信されているということもございませぬ。そこで保護者や住民を対象としたスマホ・ネットトラブル講演会を2回実施し、6

2名の参加をいただきました。また各学校において、児童生徒を対象としてネットトラブル講演会を全校で毎年実施し、情報に対する判断力、人権感覚、心構え、態度について学んでおります。今後も法の趣旨にのっとり市民一人一人に人権尊重の精神を育む教育活動を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 14番 山本一也議員。

○14番（山本一也君） 答弁ありがとうございます。システムは十分にできていると思うわけですが、そのシステムの伝達のところで、私はしょっちゅう市民の方からいろんな言葉をかけられます。そして行政の各部署にも市民の困り事を伝えております。そうした中でどこそこの誰々さんがこういうことですよということもつけ加えて伝達しておりますけど、なかなかそのことが困り事を持っておる地域やその人に答えが伝わらない。システムだけはできてるんです。そこのところを市長さんは言葉があるときには行政職員は宝です。本当にその宝になるのはそうしたつくられたシステムが職員一人一人血のような濃いものにならんと、身につかんとシステムだけで終わってしまうんです。そこのところを十分に組み込んでいただきたい。

そして私が思うのには、市長さんは、私は河川だけのところでありまして、隠れたところ、この江田島市内には主要道路のところでも50年前60年前に上に道路をかけたところがいっぱいありますよね。特に私が心配なのは江田島市の動脈であります小用から入ってくる江田島の自衛隊、幹部候補生学校の前あたり、そしてそこから上にあがる道の所は、私が小さいころに覚えておるのは、たしかそこらに河川があったと思うんです。その河川見えないんです。もう50年にも60年にもなっておるんでなからうか。そしてせんだってといっても古い話ですが、何年か前に児童が川に落ちてのみ込まれて亡くなった事件もありました。合併してこの方何回か私もそういうことをお願いしましたけど、いまだに調査したという返事もいただいておりません。早急にやっていただきたいと思います。いつまでにやってくれるんかとは言いませんけど、私が質問するのは、全国で取り組もうや言うた新しいものだけをほとんど一般質問でさせていただいております。取り組み非常に難しいと思いますけど、民主主義という社会制度の中で東京都がやりよるとか広島県がやりよるとかじゃないんです。一番生活に困った地方からものを挙げていくのが民主主義の取り組みなんです。そうした点でうちの議会から挙げたものをいち早く我が身のこととして、どうやって県や国に困り事を挙げていこうかというのが私は本来国家公務員や地方公務員の責任ではないか、恐らく今採用されておる教職員も行政職員も、ほとんどが入庁試験のときに地方公務員法を丸暗記して我こそは社会の奉仕者である、全ての国民・市民の公僕たるべきものという強い信念を持って職員になられたと思うんです。それがいつの間にか私ら議員が地域の困り事を出しても端的に、げすな言葉で言いましたら今予算がありませんからというような形で、その予算をつけるのは市長の努力でしょう。そして困り事を解決していくというのが全ての行政職員と全ての住人なんです。そうして初めて市長さんが目指しておる生き生きとしたまちができるわけですが、そこらのとこどうですか。

○議長（登地靖徳君） 明岳市長。

○市長（明岳周作君） 初めに困り事についておっしゃられました。議員のほうから

職員に対してどここの地区が困っているとか、どここの個別に名前も言われて、そういうふうに助言もしたんだけど何も無いというようなニュアンスを伺いましたけれども、正直私はそういったことは一番嫌なことなんです、正直な話。もしもそういう情報があればすぐ担当職員が出向いて、こういうことを例えば山本議員から伺ったんだけどどうですかというふうにしてほしいということを今職員には伝えております。先般も自分の地域の市道が壊れて危ないとか、隣の山に石垣があつて困っているんだと、所有者がわからんから何とかしてほしいというようなことも実は言われて、担当者がすぐ行きまして、その方からお礼の電話もあつたりします。私は、江田島の宝は職員だと言ってもらえるようになりたいというのはこういうことなんです。できることとできないことがあります。ですから何でもやるというんじゃないんです。どういう理由でこれはできませんと早く回答させてもらおうというふうに今やっております。そしてできることならば早くやるという私は信念でやっていきたいと思っております。いずれはそういったことの積み重ねが市民の方によくやってくれるんだなと感動していただくこと、市民の方から本当に江田島の宝たくさんあるけども、市の職員が宝よのと言ってもらえるのが私の夢です。これは職員の積み重ねによって必ずや私は実現できると思っております。そういった意味では議員が思われている点と同じだと思っておりますので、頑張ってくださいるのでどうか今後とも御指導いただきたいと思っております。

○議長（登地靖徳君） 14番 山本一也議員。

○14番（山本一也君） そういうことでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。私は職員さんも私の宝でありますけど、私の本分としたら私の宝は全ての子供たちなんです。その子供たちの行く末を考えながら、お互いの宝になるように私も頑張つてきますんで市長さんのほうも指導を一つよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

そしてもう1件、教育委員会のほうに移らせていただきます。この法をもって検証されたということでありましたけど、同和教育が始まって何年になりますかね。この40年間、同和問題を解決するという教育なされましたけど、私非常に残念だなと思うのがここ二、三日、1週間ぐらいの間に江田島市の人権協議会、そして大柿小の人権協議会、2つの協議会の総会に出させていただきます。その中で大方2件が同和は終わったじやろうという意見が大いにあります。

私は同和問題とは人権問題に含まれておる人を差別してはいけないという言葉だと私は思っております。そして長年取り組んできましたけど、そのことがまだ1つも市民・国民・子供たちに伝わっておりません。そのことをどのように啓発していくのかということを知りたかったわけですが、私は長い目で見ていきたいと思ひます。同和問題解決、同和問題という行政用語に40年辛抱したわけですから、そしたら今度、私の立場にかかわる部落差別の解消、早いこと進めていただきたい。そこでお聞きいたします。教育長、同和問題という同和ということはどういうことなんです。教えてください。

○議長（登地靖徳君） 御堂岡教育長。

○教育長（御堂岡健君） 山本議員の御質問にお答えしたいと思ひます。

同和問題というのは私の知識の理解の範囲では1965年、昭和40年だったと思ひますが、同和対策審議会によって答申が出されました。その部分で初めて同和問題とい

うことが社会的に出てきた言葉だと思いますけども、その中で同和問題というのはいわゆる歴史的な部分でつくられた差別であるという部分で、この差別の解消に当たっては国の責務であり国民的な課題であると、そういう姿勢で取り組んでいきたいと思いますという答申の内容であったというふうに思っております。以上です。

○議長（登地靖徳君） 14番 山本一也議員。

○14番（山本一也君） もう少し勉強してくださいね。確かに大まかに言ったらそうなんですけど、1つは日本の国が戦争に敗れて民主主義、社会制度の保障制度をつくっていく中で生まれてきた言葉なんです。いろいろ保障問題ありますよね。そうした中で、ある町の行政職員さんが小説に被差別部落のことを書きました。そうした中で同和对策審議会答申が出されたんです。その目的は国民同士が差別視しない取り組みをひとつお願いしたい。そのためには被差別部落と言われた地域に特別対策事業として改善事業費を国の責任で出すという社会制度の補償なんです。そうして国民の皆さんが差別視をしない社会をつくりましょう。それが今教育長が言われたように、飛んで部落のことになっておるからみんなの問題だという問題が抜けて、部落だけの問題ということになってきたから、なかなか解決、人間一人一人の心の中の解決がついてないんです。実際に意識を変えていく部落差別の問題、そんな甘ったるいところではできない。補償があってもできないものを今度は制度で補償ついてないんです、この法律には。並大抵の努力ではなく、教育の中身をしっかりさせていかんと解決つかない問題。私が環境問題やこうした地域の問題をやっていくのには、そうした地域の中に困り事があってはいけないという思いで、困り事を一般質問でさせてもろうとするわけです。そういったところで、教育長、理解できたかどうか。

○議長（登地靖徳君） 御堂岡教育長。

○教育長（御堂岡健君） ありがとうございます。言葉足らずな部分がありまして大変失礼いたしました。子供たちの教育を預かる教育委員会としましては、差別の解消については非常に大事なことであるというふうに思っています。これも議員おっしゃられたとおり他人事ではなく、差別の解消については自分の課題であり自分たちの生活をよくしていくための基本的なものであるというふうに私も考えているところです。そのためには学校現場のほうで、知識はもちろんなんですけども感覚であるとかですね、差別に対する感覚、物事に対する感覚、人に対する思いやり・優しさ、どういうふうに接したらいいか、そういう基本的なものから、あるいは感覚だけではだめですから、それを実際行動としてどうあらわしていくかという態度の問題、こういうことをきっちり学校現場の中で人権感覚しっかりつけて、よき社会人となるような教育をしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（登地靖徳君） 14番 山本一也議員。

○14番（山本一也君） 子供のためじゃないんですね。あなたのためにやってください。今教育現場の子供たちの言葉の会話の中にどういう会話がなされるか、ということは私はこの質問の中にありますように東日本の大震災、被害を受けた方たちが国内至るところに避難しております。そうした人たちの子供に対して全国各地で何々君ではないんです。ばい菌君と呼びよるんです。そうしてとうとい命を亡くした将来宝となる

であろう子供の命も奪われました。そのことが今遠く離れたこの江田島市内の子供たちの中に日常会話としてされよるんです。そのことは、私は教育現場から教育委員会へ報告に挙がっと思うんです。子供たちのためじゃないんですよ、自分のためなんですよ。これはどうですか。そういうことが報告があったのかないのか。

○議長（登地靖徳君） 御堂岡教育長。

○教育長（御堂岡健君） これも言葉足らずで申しわけありませんでした。私も自分のためにやっているというふうに自負しているところでございます。言葉足らずで申しわけありませんでした。先ほどの議員御指摘の〇〇菌という言葉遊び、差別用語ですが、差別遊び、いじめ等につながる言葉なんですけども、これは報告が挙がっております。ただこれは、まず実態把握からしていろいろ指導過程等も報告を受けてますが、この何々菌ということについては今の東北の福島原発を想定したものではないというふうなところでこちらは把握しているところです。ただ、これが友達同士の遊びの中で行われていたということで、これは当然いじめにつながるような事案でありますし、重大なことであるということで、今そういうような状況はその学校ではなくなっておりますけども、いじめについて大事なことはもちろん適切に対応することと再発防止であるというふうに思っております。一旦解決しても、これはいろいろ根深く残るものであるというふうにも思いますし、今その後のアフターケアについてしっかり学校が児童生徒と保護者についてケアしているところでございます。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 山本一也議員。

○14番（山本一也君） ひとつお願いをして終わりますけど、私は全国でも教育に対しては口うるさい男ということで名が売れておりますけど、1つは私は子供を育てるのはずっとこの島で育った人間が、この島で育つ子供たちを育てるのが一番最適ではないかと思っております。というのは、同和教育が始まる以前に私が卒業させていただきました鹿川町立鹿川小学校、戦後のあの物がないときに多くの子供たちが学校へ行くことができずでした。元号で言いましたら昭和25年の年です。そのときに鹿川小学校の教職集団挙げて鹿川町全域に登校してない子供の家庭に出向いて、子供を学校に登校させください、教育の保障をしたんです。まだその当時は教育の保障はできてなかった、有料だったんです。そこで育った教育長でありますから、本当に鹿川の伝統を今生かすという心意気で頑張りたい、このようなお願いを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で14番 山本一也議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2 報告第6号

○議長（登地靖徳君） 日程第2、報告第6号 平成28年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第6号 平成28年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書2ページの繰越計算書のとおりとなりましたので地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては総務部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは報告第6号につきまして議案書の2ページ、平成28年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書によりまして説明いたします。

一般会計における繰越事業は2款総務費で生活交通維持対策事業、戸籍住民基本台帳一般事業の2事業、3款民生費で臨時福祉給付金等給付事業の1事業、6款農林水産業費で漁港事業の1事業、8款土木費で地域開発事業特別会計繰出金、道路改良事業、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、港湾建設事業県負担金の5事業、10款教育費で中学校施設整備事業の1事業、11款災害復旧費で土木施設災害復旧事業の1事業でございます。この11事業、総額2億3,405万9,000円の繰越額につきましては、2月の定例会におきまして議決をいただいております。そのうち8款土木費の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業と港湾建設事業県負担金の2事業につきましては、平成28年度内に事業が完成しております。また道路改良事業と石油貯蔵施設立地対策等交付金事業では繰越額が減額となっております。このことから翌年度、平成29年度への繰越額の総額が2億1,327万2,000円となりました。なお、繰越額に係る財源内訳は既収入特定財源はゼロ円となっており、未収入特定財源としましては国・県支出金が1億1,078万3,000円、地方債が7,500万円、その他が27万9,000円、一般財源が2,721万円となっております。以上で報告第6号の説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で報告第6号の報告を終わります。

日程第3 報告第7号

○議長（登地靖徳君） 日程第3、報告第7号 平成28年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第7号 平成28年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書4ページの繰越計算書のとおりとなりましたので地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては土木建築部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） それでは報告第7号につきまして議案書4ページの平成28年度江田島市地域開発事業特別会計の繰越明許費繰越計算書により御説明いたします。

地域開発事業における繰越事業は、地域開発事業国道487号道路改良事業移転用地購入費の1事業で574万円を繰り越したものでございます。この事業は広島県が施行する国道487号小用バイパス道路改良事業に関連して整備する市道小用1号線道路拡幅工事に係る用地購入におきまして、買収地にある建物の移転作業が翌年度にまたがることから、移転が完了し土地の引き渡しを受けた後に支払う購入費を繰り越すこととしたものでございます。2月定例会において議決をいただいたものと同額でございます。以上で報告第7号の説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で報告第7号の報告を終わります。

日程第4 報告第8号

○議長（登地靖徳君） 日程第4、報告第8号 平成28年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第8号 平成28年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰り越しに関しましては、議案書6ページの繰越計算書のとおり予算を繰り越した旨の報告がありましたので同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては企業局長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） それでは報告第8号につきまして、議案書6ページの平成28年度江田島市下水道事業会計繰越予算書により説明いたします。

内容は建設改良費の管渠事業として3,502万円を繰り越すものです。具体的には大柿町飛渡瀬保育園前の管渠工事とマンホールポンプ更新工事を繰り越したものです。3月に議決をいただいたものと同額でございます。繰り越しに係る財源内訳は国庫補助金1,451万円、企業債1,440万円、損益勘定留保資金611万円でございます。以上で報告第8号の説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で報告第8号の報告を終わります。

この際、暫時休憩といたします。

13時ちょうどまで休憩いたします。

（休憩 12時01分）

（再開 13時00分）

○議長（登地靖徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第35号

○議長（登地靖徳君） 日程第5、議案第35号 江田島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第35号 江田島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例案についてでございます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるに当たり条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては産業部長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○議長（登地靖徳君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） それでは議案第35号を説明いたします。

議案書の8から9ページに条文を、参考資料としまして10ページに条例案の附則第3項による江田島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の新旧対照表を、11ページ、12ページには農業委員会制度の改正に伴う条例整備の概要を添付しております。

初めに議案書11、12ページの参考資料により制度内容を説明させていただき、その後条文を説明させていただきます。

議案書11ページをごらんください。まず1、要旨としまして、本条例は農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い農業委員会委員及び新設されました農地利用最適化推進委員の定数を定めるためのものです。2、農業委員会法の一部改正の目的は、農地を担い手あるいは新規参入者へ集積・集約化し耕作放棄地の発生防止・解消に努め、農地利用の最適化をよりよく果たすためのものです。そのため農業委員会の事務の重点化、農業委員の選出方法の変更及び農地利用最適化推進委員の新設、この3つが柱となっております。3、条例の内容としまして農業委員会の委員定数を9人、農地利用最適化推進委員の定数を16人としております。その根拠としまして、農業委員は農業委員会等に関する法律施行令第5条により農業者数や農地面積に基づき19人が上限となっておりますが、委員会の機動性の向上及び現行定数が21人ということの半分程度ということで9名としております。また農地利用最適化推進委員につきましては、同じく施行令第8条により農地面積が2,412.9ヘクタールを100で除して得た数25人が上限となります。しかし農地利用最適化推進委員は各担当地区をパトロールし、農地の状況を把握し、優良農地が荒廃化する前に流動化を促し最適化を推進することが主たる仕事となります。そのため従来行っている農地パトロール等を参考にし、担当地区割りを旧町単位としまして、各地区4人ずつということで合計16人としております。また、このたび農業委員会委員は公選制から市長の任命制になることから、附則第2項で江田島市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び江田島市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止しております。次に農地利用最適化推進委員を設

置することに伴い、その報酬を附則第3項で江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に追加し月額1万6,000円と定めています。

次に4、施行期日としまして現行の農業委員会の任期満了後の11月1日としております。5としまして、今後のスケジュールを示させていただいております。新しい農業委員会委員は本条例が可決された後、自薦他薦の関係なく公募します。選定委員会を経て9月には選任同意を議会で承認いただき、市長が任命いたします。また、農地利用最適化推進委員においても公募し、選定委員会にかけ農業委員会が委嘱することとなります。

それでは議案書8ページにお戻りください。条文を説明させていただきます。

先ほどの内容説明により第1条には本条例の趣旨を、第2条には農業委員の定数を9人とするのを、第3条には農地利用最適化推進委員の定数を16人とするのを、附則としまして第1項には施行期日を平成29年11月1日とし、選挙による在任委員が全てなくなった場合は、その翌日からと定めているのを、第2項に江田島市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び江田島市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の廃止を、第3項には江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正による農地利用最適化推進委員の追加を定めています。なお、10ページにはその一部改正の新旧対照表をつけておりますので参考にいただければと思います。以上で説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 農業委員の定数についてでございますが、定数が9人と定められております。現在21人が定数ということだと思うんですが、このたびの法では原則農業委員のうちの過半は認定農業者でなければならないとされていると思います。現在21人中、認定農業者は何人おるのかということと、もう1つ今後9人のうち過半ということになりますと5名ということになると思うんですけれども、その5名に対してその人数確保することができるかどうか、そこらをどうされるのかお聞きいたします。

○議長（登地靖徳君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 現在の農業委員会の中に認定農家の方何人いらっしゃるかという質問にお答えしますが、現在は7名の方が認定農業者となっております。そしてこの認定農業者というのが、別の法律の経営基盤強化促進法という法律に基づいて基本構想を江田島市は定めております。そして所得500万を目指して一生懸命頑張る農家の方を認定農家としております。今度新制度では定数9人のところ2分の1以上を認定農家ということになっておりますが、やる気のある農家の方を掘り起こして認定農家あるいは認定志向農家の方を含めても5人以上になればいいということになっておりますので、一生懸命頑張っその人を掘り起こしていきたいと考えております。以上です。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 農家で所得を、農家所得で500万円以上ということになると私は大変難しい数字だろうと思うんですよね。ですから今産業部長が説明があったよ

うに、若干そこらを下げて500万円以下の方も頑張っておられる農家がたくさんおられますので、その中から農業委員としてふさわしい方を推薦または選定いただくようお願いしたいと思います。終わります。

○議長（登地靖徳君） 16番 林議員。

○16番（林 久光君） 1点だけお伺いしますが、今の農業委員の9人ですけど、実際には今はほとんど地区割りをしてバランスとって今までやってきたわけなんですね。これが最適化推進委員のほうはありますけど、先ほど言いました認定農業者がいるとこといえないとこと非常に偏るというような委員の選出が出てくるのではないかと思うんです。だから運用においてどのようにされるのか、もし案があれば教えてください。

○議長（登地靖徳君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 議員さん言われるように厚い薄いというところは出てくる可能性はあります。しかし、今回は農地の流動化とか農業委員さんの以前本市でありました農地の権利移動の関係、そしてそれプラス今回遊休農地の流動化を進めるという仕事なんですけれど、農地の権利移動については主に従、主とは違う、今度は流動化が主だということでありまして、農地の利用最適化推進委員さんにその任を負っていただきたいというふうに思っております。農業委員さんのほうには、これからの江田島市の農業をどうしていくか、そういうことを積極的に提案していただく、もしくは考えていただくということを念頭に選んでいただく、もしくは立候補していただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（登地靖徳君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 推進委員16人なんですけど、例えば3名ずつの12人とか、16名というあれは何かあるんですか。極端なことを言いますと、農業委員と推進委員合わせて25名になってるわけですね、元21名農業委員会、そのあたり場合によっては各地区3名ずつの12人ということは考えられないんですかね。

○議長（登地靖徳君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 今回の農業委員会法の改正によって重点的に新しく設けられたのが農地利用最適化推進委員さんなんですよ。今回農地利用最適化推進委員さんの仕事は、遊休化する前の優良農地を後継者の方もしくは認定農家の方に集積することが1つの大きな仕事となっております。現在の農業委員さんが農地パトロールで各市内を回っているときに、大体4人の方でやらんとちょっとつらいということがありまして、上限としまして各地区旧町単位なんですけど4人ずつ掛ける4人で16人とさせていただいております。以上です。

○議長（登地靖徳君） よろしいですか。ほかには質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起

立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号

○議長（登地靖徳君） 日程第6、議案第36号 江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第36号 江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

待機児童に関する事項につきまして国家公務員に準じて規定するため現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては総務部長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは議案第36号 江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

議案書14ページに改正条文を、15ページから16ページに新旧対照表を、17ページに参考資料を添付しております。参考資料によりまして御説明いたしますので17ページをお願いいたします。

1、改正の動機でございます。今回の条例の一部改正は、国家公務員の育児休業等を定めました人事院規則の一部が改正されたことに伴いまして、本市におきましてもこれに準じて条例を改正するものでございます。

次に2、主な改正内容でございます。改正内容は、待機児童に関する事項の明文化でございます。改正前の国の人事院規則では、育児休業の期間を再度延長できる特別な事情といたしまして、保育所等に保育の利用を希望し申し込みを行っておるけれども、その実施が行われてないことを運用として再延長を認めておりました。国の人事院規則ではこの運用としておりました待機児童に関することが明文化されました。本市におきましても、働きながら育児しやすい職場環境をさらに進めていくためには必要であるというのを判断いたしまして、今回同様に条例に規定するものでございます。

最後に施行期日でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしています。以上で議案第36号の説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

14番 山本一也議員。

○14番（山本一也君） 今うちの市内には待機児童がおるのかおらないのか、おるんであればどの部分であるか。

○議長（登地靖徳君） 総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 現在市内には待機児童はおりません。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） ほかには質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数でございます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号

○議長（登地靖徳君） 日程第7、議案第37号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第37号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による情報連携の開始に伴いまして現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては企画部長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） ただいま議題となっております議案第37号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書19ページをお開きください。19ページから23ページに改正条文を、24ページから26ページに新旧対照表を、27ページに参考資料を添付いたしております。

議案書27ページをお願いいたします。参考資料で御説明いたします。

今回一部改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございます。1、条例改正の趣旨でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法は平成29年7月から地方公共団体や他

の行政機関等の間での情報連携が試行運用されることに伴い江田島市の部署間での個人番号、いわゆるマイナンバーの利用範囲を定め効率的な事務処理と特定個人情報の適正な管理を図るため現行条例の一部改正を行うものでございます。

次に2、改正の内容でございます。現行条例は、番号法第9条第2項の規定に基づき他の行政機関等との間で情報をやりとりする場合の情報連携と江田島市内部の部署間で情報をやりとりする場合の庁内連携で扱う事務及び特定個人情報を別表第2に定めております。今回の改正は本年7月の試行運用に先立ち、この別表第2に定める事務事業を精査し、今後庁内連携として扱うものを追加することで効率的な事務処理と特定個人情報の適正な管理を図るものでございます。ここで言われている特定個人情報とはマイナンバーを含んだ個人情報のことでございます。例えばシステム上でマイナンバー、住所、氏名の入力、表示して管理する場合は特定個人情報として扱われるということでございます。

参考資料の一番下でございますイメージをごらんください。この1例として、児童扶養手当事務における情報連携、庁内連携のイメージ図を記載しております。このイメージ図につきましては、今回の改正に関する部分の抜粋であり、児童扶養手当に係る全ての事務処理を記載しているのではないことを御了承ください。この図の中で中段にある黒の点線で囲んでいる部分につきましては、他の自治体と江田島市の庁内両方で情報のやりとりをするケースであり既に条例で定められております。今回の改正はその下にある赤の実線で囲まれている部分になります。他の自治体などとは情報のやりとりはせず、庁内のみでやりとりをする部分になります。この赤の実線で囲まれた部分について江田島市の事務処理やシステムに合わせた情報のやりとりを行えるように現行条例を改正するものでございます。

続きまして3、施行期日でございます。先ほども申し上げましたとおり、7月からの情報連携の試行運用に合わせて平成29年7月1日としております。

議案書24ページにお戻りください。新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案でございます。24ページから26ページにかけて別表2の下線部について改正を行うものです。なお改正条例本文に合わせて事務欄の文言に修正がない部分につきましても下線がございますので御了承ください。

23ページにお戻りください。附則としてこの条例は平成29年7月1日から施行するとしております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

12番 片平議員。

○12番（片平 司君） もともとマイナンバー制度には反対なんだけど、どっちにしても全国どこからでも見えるわけですからね。情報の漏れ、今非常に全国的にマイナンバーに限らず情報漏えいは大きな問題にはなってるんですけどね。これもだんだんこういうふうに自治体間をまたいで使うようになる。最終的にはどこからでも使えるんじゃないかと思うんですけどね。そうすると情報漏えいが非常に危ないと、セキュリティの

問題と2つがあると思うんじゃないけど、これをあなたらに聞いてもどうするこうするいう答えは出んと思うけどね、何か方策はありますか、そういうふうな。

それともう1点は、マイナンバーの保守点検といいますか、マイナンバーのソフト、NECと旧電電公社、三家言うて、NECと富士通と日立がほとんどやっ取るわけなんですけどね、こういうとこ全部お金が行って莫大な金がかかるとるんですよ、この1年ぐらいの間に。多分1社300億円ぐらいかかるとるんじゃないかと思うけど、1,000億ぐらいかかるとるんじゃないかと思うんじゃないかと思うけどね。そういうシステム構築ですよ。構築とセキュリティのために莫大な金をかけて、マイナンバー思うようにはカードが普及してないというんがあるんじゃないかと思うけどね。そりゃどっかに欠陥があるというか、皆個人情報を知られたくないという不満があってカードの申請をしてないんだと思うんじゃないけど、その辺はあなたがどう考えているか一言でいいですから。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） まずセキュリティの関係でございますが、外からの侵入防止ということで、インターネットの環境とマイナンバーを扱う情報のラインというのは完全に切り分けて外からアクセスできない、行政間同士でしかアクセスできないようなシステムになっております。また職員のPCにつきましてもインターネットの接続制限をかけておりますし、サウンドボックスなどの不正侵入、ハード面ではそういういろんなセキュリティをかけております。またソフト面についてはセキュリティの研修、これをずっとやってって、マイナンバーを扱う職員にはまた別に担当職員の研修をやっていくということで。マイナンバーを扱う職員というのは限定されますので、誰もがそれに当たれるということにはなっておりません。

マイナンバーカードが普及してないということですが、これはなかなか難しいところがあると思いますが、今後、保育所なんかの入園のワンストップサービスとかいうので、インターネットを使ってカードとカードリーダーなんかがあれば休んで役所に行かなくても自宅からそういうことができるというようなことも国のほうで考えられているようでございます。

それからシステム構築の費用は、どうしても国のほうに言われる形に合わせて市町はやっていかないといけないということがございまして、どうしてもその部分については多額の費用がかかるとなると、これは市町が独自につくればもっとかかるという話でございますので、そのあたりのことは御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） そういう答弁でもええんじゃないけど、1つ心配するのは、今非常に盛んに言われよるサーバーに対する侵入、世界的な、軍事的なとかいうか、いろいろ言われるじゃないですか今。この前新聞に出とったのは中学生ですよ、やっ取るのは。あちこちからソフトを拾ってきてぼんつくったら、私もびっくりしたんじゃないけど、頭のいい人がやるのかな思ったらそこの中学生がちょっとパソコン知っとたら、インターネット上からいろんなソフト拾うてきてハッカーができるだというふうな、なかなか大変だと思うんですが、職員が利用するときは特定な個人にするとかいろいろなんしてか

らにしてもらわんとね。それぐらいしかできんとは思うんやけど、よろしく願ひします。

○議長（登地靖徳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 38 号

○議長（登地靖徳君） 日程第 8、議案第 38 号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 38 号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

石風呂老人集会所、江田島大原老人集会所、沖老人集会所、大附老人集会所及び新開老人集会所の廃止に伴いまして現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては福祉保健部長から説明いたします。よろしく願ひいたします。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） それでは議案第 38 号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

議案書 29 ページに改正条文を、参考資料として 30 ページから 31 ページにかけて新旧対照表を添付しております。初めに主な改正内容を説明させていただき、その後議案の説明をいたします。

今定例会で上程いたしております本議案は、江田島市公共施設のあり方に関する基本方針に基づきまして地域拠点となる集会施設を整備させていただいた地域において、地元で活用を希望される老人集会所の廃止手続を行い、この後、地縁団体である自治会に移譲するためのものでございます。議案書 30、31 ページの参考資料、新旧対照表をごらんください。新旧対照表の右側に現行条例を、左側に改正案を、改正部分を下線部でお示ししております。今回施設廃止し地元に移譲手続を行います老人集会所は、別表第 1 及び別表第 2 にそれぞれ下線をしてお示ししております。石風呂老人集会所、江田島大原老人集会所、沖老人集会所、大附老人集会所及び新開老人集会所の 5 つの集会所

でございます。

改正条文の説明をいたします。議案書の29ページをお願いいたします。まず老人集会所の名称及び位置を定めております別表第1より廃止する5つの老人集会所の項を削り、次に使用料を定めます別表第2より廃止する5つの老人集会所の項を削ることを規定しております。また附則としまして施行期日を平成29年7月1日から施行することとしております。以上で議案第38号の説明を終わります。よろしく御審議いただくようお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 自治会へ移譲するというところでございますが、全部5集会所、皆移譲するわけですね。移譲に当たって契約されておるんじゃないかと思うんですが、後の維持費いうんですか、自治会のほうが全部維持費を出すのか、あるいは市の助成があるのか、ここらあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 維持管理費等の支援についての御質問であると思います。江田島市集会施設等再編整備事業補助金というのがございまして、それに基づいて補助金として支出していくことになると考えております。内容につきましては、維持管理事業につきましては2分の1、修繕事業についてはやはり2分の1で、上限が120万円でございます。修繕事業につきましては交付後5年間は再補助がないというふうな形の要綱がございまして。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） いいですか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 今自治会のほうに移譲ということがございましたが、この移譲の方法ですね、完全譲渡であるのか、それとも使用貸借もしくは賃貸、賃貸借はないと思うんですけども、そこらあたりを教えてください。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 各自治会の所有物として移譲するという形になっておりますので、自治会さんのほうには認可地縁団体の申請をいただきまして、認可地縁団体に認定を受けた上で、それぞれの自治会で登記を行ってまいります。それで所有物になるということになります。現在のことを言いますと、それぞれで認可地縁団体の認定が済んでおりますので、登記事務の準備をしているということでございます。以上です。

○議長（登地靖徳君） 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 土地も含めてということでしょうか。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 土地は含めておりません。以上です。

○議長（登地靖徳君） ほかに。

12番 片平議員。

○12番（片平 司君） これ能美町にはもうないんでわからないから余り重視して

なかったんやけど、今山本さんが聞いたら、家の修繕とか修理とかいうのは2分の1自治会が持つわけなんですか。今までは市が管理しとったんですよ、それを自治会に任せて家が砕けたら2分の1出すと、こうなるわけですか。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 今の移譲される施設につきましては、公共施設のあり方に関する基本方針の中で言われていることがありまして、中心施設を決めた場合、そこに機能を全部集約していておりますので、その部分については売却するでありますとか、処分するでありますとかという形を考えております。ただそれについて地元がどうしてもこれは使用するんです、自分たちで管理しながら使用しますというものについて移譲を行っているということでございます。したがって、自分たちが使用するためにやっておりますので2分の1の負担をいただいているといいますか、2分の1を市のほうが補助するというところでございます。当然のごとく自治会のほうで運営されますので、それについて使用料を取ってその運営費用に充てるとかいうことも可能でございますので、そのあたりのことを自治会でいろんなことで考えていただいて運営していただければと考えております。以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） ということは移譲するわけですから、その自治会はそれでもオーケーですよとなってるわけなんやね、もう。わしゃもう要らん、そういう人はおらんわけやね、その自治会には。将来はもめることはないんじゃね。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 当然のごとく事前に自治会等とお話をさせていただいた上でやっております。それとさらにこの後、5施設につきましては、いろんな自治会と話しした上で、維持修繕工事などを行って必要なものを改修をかけた上でお渡ししております。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第39号

○議長（登地靖徳君） 日程第9、議案第39号（仮称）認定こども園えたじま新

築工事（建築）請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第39号（仮称）認定こども園えたじま新築工事（建築）請負契約の締結についてでございます。

（仮称）認定こども園えたじま新築工事（建築）の請負契約を4億5,187万2,000円で古澤建設工業株式会社と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては総務部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは議案第39号の説明をいたします。

議案書の32ページをお願いいたします。契約の目的は（仮称）認定こども園えたじま新築工事（建築）請負契約でございます。2、契約金額は4億5,187万2,000円で、うち消費税額及び地方消費税額は3,347万2,000円です。3、契約の相手方は、江田島市大柿町小古江1982番地2、古澤建設工業株式会社代表取締役古澤英三郎。4、工期は議会の議決を得た日の翌日から平成30年3月15日まででございます。

次に38ページの入札状況調をお開きください。工事名は（仮称）認定こども園えたじま新築工事です。工事場所は、江田島市江田島町中央4丁目18656番地14。入札日時及び場所は、平成29年5月29日の月曜日、午前9時30分から江田島市役所におきまして執行いたしました。本市が指名いたしました入札参加指名業者は19者で、そのうち入札辞退を届け出た14者を除く5者で入札を行いました。入札状況については表に示すとおりでございます。なお、本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格は4億5,432万9,000円（税抜き）でございます。落札額は4億1,840万円で落札率は92.09%でございました。

工事概要等につきましては33ページに工事概要書、34ページから37ページにつきまして平面図等を添付しております。説明につきましては以上でございます。

申しわけございません。工期につきましてですけれども、30年3月23日まででございます。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 2点ほどお聞きいたします。まず1点目が認定こども園の特色ですね、特色は何でしょうか。それから災害対策です。特に浸水対策は考えられているのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） こども園の特色ということでございます。今回の設計に関しまして基本コンセプトといたしましては、光と風と遊ぶ園舎ということをコンセプトに中庭を配置しております。日当たりがよく心地よい風吹き抜ける園舎というこ

とを考えて設計いたしました。また、中庭を中心に回遊性を持たせるということで、子供たちが園舎全体を遊び場として伸び伸びと過ごせるのではないかというふうに考えた設計となっております。また、設計上の特徴という部分になろうかと思えますけれども、広い屋上のテラス、こちらのほうには中庭を囲みまして口の字の形になっておりまして、子供たちが走り回ることができるということになっております。中庭、園庭とつながって多様な遊び場を提供したいというふうに思っております。

それから2点目の浸水対策でございます。こちらのほうにつきましては、建物として特別に浸水対策としてこのようにやってるといった特徴のものは設計上では特段の配慮と、その対策ということはしてはございません。以上です。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 特色ですが、土地は約1万平方メートルあります。わざわざ2階建てにしておるわけですが、保育園というのは基本的には平屋建てがベストだというふうに思うわけですね。2階にテラスがある言うて特色じゃ言うのは私は当てはまらないように思うわけですが、これまでに至るまでに保護者とか保育士とかいろんな方と協議されてきたことだというふうに確信しておりますので、これについてはいいんですが、災害対策ですね、浸水対策。これは消防調査の建設予定地と何ら変わらないわけですが、この点はどういうふうに考えておられますか。もう少し具体的にお願いします。

○議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） こちらの建物はこども園ということでございますので、浸水対策といってもそういう災害に当たりましては、まず一義的には逃げていただくというのが大事じゃないかというふうに思っております。2階建てになっておりますので緊急避難的には垂直避難ということもできようかと思えますし、高台に逃げると、隣が小学校の避難場所ということになっておりますし、まずは逃げるということを前提とした設計というふうになってございます。以上です。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） そうですね、周りには小学校がある、警察がある、津波対策ですよ、それが児童の小さい子もおりますので、学校あるいは警察と連携を図ることも必要ではないのかというふうに思うわけですが、今度運用に当たってそういうことも視野に入れて、津波が来れば警察の上、水源地があります。そこらへ避難する訓練とかして運用に当たってはよう検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（登地靖徳君） 答弁はいいですか。

○9番（山本秀男君） はい。

15番 新家議員。

○15番（新家勇二君） 私も災害対策について1点伺いたいと思います。山本秀男議員と多少かぶるところもあると思いますが、片や大人の訓練された消防士のほうの消防施設はかさ上げをして潮が来る対策をする、片や小さい子供がおる、ふだん過ごすところについては津波が来そうになったり災害が来るとなるとどっかに避難すると、それ明らかに矛盾しとる考え方じゃないんか思うんですが、その辺どうなんでしょう。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 先ほどの木村部長の答弁とも重なる部分がございますが、子供たち、または児童生徒については災害が起きた、または災害が予兆されるときには緊急避難する、垂直避難する、高台へ避難するというのは日本全国どこでもやられておる災害の基本的な動きであろうと思いますので、保育園においてそういった有事に際して必要な避難訓練を常日ごろから、周りの防災機関でありますとか学校とかと連携して行っていくということは大変重要なことであると認識しておりますので、山本秀男議員御指摘のとおり、近隣の施設と連携して、新しい施設運用の際にはそういったことをしっかりやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（登地靖徳君） 新家議員。

○15番（新家勇二君） 今部長が説明されたことは十分わかるんですよ。しかしながら子供が避難して、例えば訓練された消防士がいるところをかき上げして防潮堤もつけてという整備の仕方に私は理解できないんですよ。本来子供がいるほうをやって大人のほうをしないならわかるんですよ。もしくは両方しないとか、そういうふうに思うので、ちょっと理解に苦しむなというところですが、どうです。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） これ私が答弁するのが適切かどうかかわからないんですけども、子供がいる施設については先ほど申しましたように、何か一朝事あれば急いで逃げる、命を守るということが基本であろうと思います。一方、消防施設については、市民の安心安全を守るための防災の拠点となる施設でございますので、拠点施設は一朝江田島市に事があればそこがとりでになって市民の皆さんの安心安全を守るために基地となる施設でございますので、そこは堅牢な施設にして、防災のための機器でありますとか災害対策本部を開催できる施設でありますとか、そういったものはきちんと守る、そのように手段を講じるべきだというふうに私自身は考えております。以上です。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 今、山本秀男議員と新家議員と質問されたんですけども、私も同意見でありまして、なかなか今の執行部の回答には納得できないものがあるわけですね。それで、認定こども園えたじまの新築工事については、私は今の山本部長の回答でも私はオーケーだろうと思うんです。ただ両議員が言われたように、隣には江田島小学校、つい最近建てた建物があります。今回の認定こども園えたじま、そのまた南には消防庁舎の建設工事等が予定されております。ものすごくこれも重なると思うんですが、子供たちの施設、それと大人の施設ということで、私は差があつたらいけないと思うんですよ。災害が起きたときには幾らかき上げしとつても、道路とか何とか寸断されたらその建物には行かれないんですよ。当然子供たちは避難はさせると言いましたが、私は今度消防の関係でまた協議するだろうと思うんですけども、消防自動車等が来た時点で逃げればいいし、よければいいし、大切な機器があるんだつたらそれは1階でなくて2階に置いとけばいいんですよ。何も防潮堤とかせんでも、例えば今の液状化対策についても思うんですよ、このたびの認定こども園えたじまについても、江田島小学校についても液状化対策はやっておられたんですか。多分やっておられないと思います。このたびこのえたじま新築工事、いわゆる工事費の単価なんですけれど、電気工事が6, 8

47万円、機械工事が8,078万円、合計で約6億円の工事でございます。これを平米当たりの単価に直しますと26万7,529円というわけです。坪単価に直しますと88万円、これが正しいかどうかというのは、私はプロではないからわかりませんけれども、これが適正という判断をもし、たまたまここに議決事項として出されておるんですから適正ということであれば、今後のまた消防庁舎等あれば、この数字を参考にさせていただきたいと思いますが、そこらあたりはこれはどうなのでしょう、木村部長。

○議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） まず工事費の部分についてでございますけども、今回は詳細設計に基づきまして、それぞれの材料でありましたりその辺の細かいところ、数量も積み上げて計算してございます。ですので単価等も国が示すもの、県が示すもの、あるいは見積もりというものもございましてけれども、そういったものを精査しながら積み上げた額でございますので、この建物についての積算というものは適正に積算されてるというふうに思っております。ただ先ほどから議論が出ております消防庁舎というものになりますと、これから詳細設計を行ってまいりますけども、そうする中で施設の用途が全く違うものになりますので、入ってくる構造物であるとか規格というものもまた変わってこようかというふうに思いますので、またそのときには設計に基づいた適正な積算というものをまた積み上げていくという作業を行うことになろうかと思っております。以上です。

○議長（登地靖徳君） ほかにございせんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありせんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第40号

○議長（登地靖徳君） 日程第10、議案第40号 財産の取得についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第40号 財産の取得についてでございます。

大型化学高所放水車1台を1億2,603万6,000円で株式会社三葉ポンプから取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を求め

るものでございます。

内容につきましては総務部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは議案第40号の説明をいたします。

議案書の39ページをお願いいたします。まず1、取得する財産は大型化学高所放水車1台でございます。2、契約金額は1億2,603万6,000円で、うち消費税額及び地方消費税額は933万6,000円です。3、契約の相手方は、広島市中区舟入南3丁目13番3号、株式会社三葉ポンプ代表取締役長田豊。4、納入期限は平成30年3月23日まででございます。

次に42ページの入札状況調をお開きください。物品名は、大型化学高所放水車です。納入場所は、江田島市江田島町鷺部2丁目16番12号、江田島市消防本部で、入札日時及び場所は、平成29年5月11日、木曜日午後2時40分から江田島市役所において執行いたしました。

本市が指名いたしました入札参加指名業者は12者で、そのうち欠席及び入札辞退を届け出た9者を除く3者で入札を行いました。入札状況につきましては表に示すとおりでございます。財産の取得の概要等につきましては、40ページに参考資料を添付しております。以上で説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 大型化学高所放水車、1億2,600万円で購入されるわけですが、今ある消防はしご車、これが更新時期に来ておるから買うということですが、我々が通常更新時期が来ても、車でもそうですが、幾らか我慢したりするんですが、1億2,600万円投入して、住民感情からしてどうかな思うんですよね。それで、今あるはしご車が出動したのはどれだけあるのかお聞きいたします。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） はしご車の出動の件については整備以来1回も出動したことはありません。なお、はしご車と通常は呼んでいるんですけれども、正式には高所放水車です。これは江田島市の管内に石油コンビナートの施設が2施設あります。江田島町と能美町にあるんですけれども、その施設があるがために消防力の整備指針で、そういった石油を貯蔵しとるタンクに災害が発生、火災等が発生した場合の消火活動に使用するためのものであります。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 石油コンビナートですね、それぞれに消防車はあるんじゃないかと思うんですよ。何で江田島市がされるのか、ここを聞かせてください。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 私の説明がちょっとわかりずらかったかと思っておりますけれども、消防力の整備指針というのがあります。それに基づいて整備しなさいと、当然、特定事業所というんですけれども、そこにも当然同じように配置しております。それと同時に

常備消防のほうでも大型車両を購入して整備して、常備消防がいざ何かあったら災害対応しなさいということで整備しているものでございます。以上です。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 今の消防長の答弁なんですけど、私は山本秀男議員は更新時期が来たから更新するということじゃなくて、一般だったら我慢して、今建物でも長寿命化というじゃないですか、そのような格好で使えるものはそのまま使えるんじゃないですか、そこらあたりのことを問われたと思うんですよ。私は改めてそれを問います。

それと、それぞれ今の石油基地については2社とも高所放水車持っておるわけですが、この2社の車は何年経過されとるんですか。もしわかれば教えてください。

それと先ほどの認定こども園については予定価格を公表されておりました。予定価格を車では公表されていないという、そこの根拠と、先ほど入札状況調の中で、入札に参加された方は3者、入札辞退が8者ですか、それと欠席という業者がおられるんですが、この欠席というのは何の連絡もなしに欠席されたんでしょうか。もしそれであるんなら、例えばそれに対する今後のペナルティーというのはどのように考えておられますか、お聞きします。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 入札以外のことにつきましてお答えさせていただきます。まず消防車両、特に大型消防車両は20年間、耐用年数を20年間と考えています。それでこのたび大型化学車が20年目を迎えるということで整備するものです。またはしご車は現時点で17年です。なぜ今更新したかということ、はしご車は実は購入当時は7年目で1回、それ以降は5年ごとにはしご、梯体というんですけれども、それをオーバーホール、メンテナンスしなくてはなりません。その費用が3,000万円はかかります。消防本部のほうで検討した結果、もしこの平成29年度で大型化学車を更新すると計画した場合、平成29年度から平成33年度まではしご車もその間点検更新があります。その費用を今回整備した場合と比べると約1億円、正確には9,890万なんですけども減額されるということになります。費用対効果等を考えたら今整備更新するほうがかなり予算的にも削減できるという判断でこのたび整備させていただきました。

また、2カ所ほど事業所があるんですけれども、これはちょっと記憶が定かではないんですけれども、平成5年とそれ以降、今回消防が購入してもらいたい、きょう出します大型化学高所放水車をもう既に2社とも整備しています。以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 2社とも整備されてるいうんはわかるんですが、私はその2社の現在持っておる車の年式ですよ、それを聞いたんです。両社とも平成5年ですか。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 1社は平成5年と記憶しておりますけども、もう1社は正確に調べてお答えさせていただきます。以上です。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 例えば平成5年にしても既に22年経過されとるんですよ。会社はいわゆる自分の商売ですから、そこらあたりは十分計算されておると思うんです

よね。なぜ平成5年の分を17年後に——平成5年で17年動いたら22年ですよ。22年に買いかえせんかったんでしょかいいうんが僕の疑問なんです。ということは、会社はそれだけのもんをやっぱり大事に大事に使って持ってあってメンテナンスして、会社も当然今の7年たって5年後、5年後で、はしごのほうのメンテナンスするはずなんですよ。そこらあたりも考えた上でまだ使用されとるんです。それがなぜ江田島市はそこらあたりができないのかということ再度お聞きします。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 参考図面でしょうか、見てもらえばわかると思うんですけども、はしごというのは特殊です。実はきょうも日機のほうから来てはしごを修理しております。もう既に部品等もないような状況です。ただ、このたび整備予定しているこの車両を導入した場合は複雑ではありませんので、例えばホースのために延ばすところも、そういった特殊なメンテナンスも必要ありませんので、これは今20年が25年とは十分、消防本部でも検討しています。以上です。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） あと2つの質問にお答えいたします。予定価格を公表していないということの中で、なぜかということがございますけれども、工事費というのは一つ一つに基準の単価とかいうのがあって、それを積み上げてつくっていきます。物品購入の場合におきましては、物品につきましてはそういった積算基準がないということでございますので、これは公表できないというものでございます。

もう1点、欠席ということでございます。これは辞退届を失念しておったということで、その会社につきましては注意をしておるところでございます。以上です。

○議長（登地靖徳君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 14時14分）

（再開 14時30分）

○議長（登地靖徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第41号

○議長（登地靖徳君） 日程第11、議案第41号 平成29年度江田島市一般会計

補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第41号 平成29年度江田島市一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成29年度江田島市の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ643万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億4,433万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

内容につきましては総務部長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは議案第41号 一般会計補正予算（第2号）につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして説明いたします。

事項別明細書の8ページ、9ページをお願いいたします。最初に歳入からでございます。14款国庫支出金、3項委託金、4目消防費委託金は、事業の採択に伴いまして女性や若者を初めといたします消防団加入促進支援委託金の増額補正です。

15款県支出金、3項委託金、4目教育費委託金は、事業の追加指定に伴いまして県教育委員会指定事業委託金の増額補正です。

19款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正です。

20款諸収入、5項、4目雑入は、臨時職員雇用に伴いまして社会保険料の増額補正でございます。

続きまして歳出でございます。10ページ、11ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、8目交流促進費は、用途廃止施設を活用しました移住交流拠点施設の整備・運営に関する補助金の増額補正でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、先ほど議決いただきました農業委員会制度の改正に伴います委員報酬の増額補正です。

8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費は、広島県都市計画協会の事務局を本市が受け持つこととなったことに伴いまして臨時職員の賃金などを補正するものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。9款1項消防費、2目非常備消防費は、女性や若者を初めとする消防団加入促進支援事業委託金の決定に伴いまして備品購入費などの増額補正でございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は、県教育委員会の指定事業の追加指定に伴いまして指定校への補助金の増額補正でございます。4項社会教育費、2目文化振興費は、県美術展巡回展の開催に伴う事業費の増額補正でございます。

なお、16ページに給与費明細書をお示ししております。

以上で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ643万3,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億4,433万3,000円とする一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第2号

○議長（登地靖徳君） 日程第12、発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

酒永光志議員。

○2番（酒永光志君） 発議第2号 平成29年6月14日。

江田島市議会議長 登地靖徳様。

提出者 江田島市市議会議員 酒永光志、賛成者 江田島市市議会議員 新家勇二、賛成者 江田島市市議会議員 片平 司、賛成者 江田島市市議会議員 野崎剛睦、賛成者 江田島市市議会議員 中下修司。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣、これは経済財政政策担当でございます。同じく内閣府特命担当大臣、これは地方創生規制改革担当大臣でございます。

内容につきましては別紙のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第3号

○議長（登地靖徳君） 日程第13、発議第3号 株式会社フルサワ汚染土壌処理事業申請の許可の判断に当たっては、地域住民及び関係漁業協同組合との合意形成を前提とすることを求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 発議第3号 平成29年6月14日。

江田島市議会議長 登地靖徳様。

提出者 江田島市議会議員 山本秀男。賛成者 江田島市議会議員 平川博之、賛成者 江田島市議会議員 上松英邦、賛成者 江田島市議会議員 浜先秀二、賛成者 江田島市議会議員 上本一男。

株式会社フルサワ汚染土壌処理事業申請の許可の判断に当たっては、地域住民及び関係漁業協同組合との合意形成を前提とすることを求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

意見書の提出先は広島県知事で、内容については別紙のとおりでございます。以上よろしくお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第4号

○議長（登地靖徳君） 日程第14、発議第4号 株式会社フルサワ汚染土壌処理事業申請の許可の判断に当たり、地域住民及び関係漁業協同組合との合意形成を前提とすることを、江田島市は広島県へ要請するよう求める決議（案）を議題といたします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

平川博之議員。

○1番（平川博之君） 発議第4号 平成29年6月14日。

江田島市議会議長 登地靖徳様。

提出者 江田島市議会議員 平川博之。賛成者 江田島市議会議員 山本秀男、賛成者 江田島市議会議員 上松英邦、賛成者 江田島市議会議員 浜先秀二、賛成者 江田島市市議会議員 上本一男。

株式会社フルサワ汚染土壌処理事業申請の許可の判断に当たり、地域住民及び関係漁業協同組合との合意形成を前提とすることを、江田島市は広島県へ要請するよう求める決議（案）。

上記の議案を別紙のとおり、江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出

します。

内容につきましては別紙のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（登地靖徳君）　以上で趣旨説明を終わります。

本案については質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで平成29年第3回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん御苦労さまでございました。

（閉会　14時44分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員